

## 議案第45号

### 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

第23条 略

(議会への報告)

第24条 知事は、運営権者について、毎年度、その事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを鳥取県議会に報告しなければならない。

(規則への委任)

第25条 略

第23条 略

(規則への委任)

第24条 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。